

平成28年

第1回市議会定例会 議案第69号

函館市火災予防条例の一部改正について

函館市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市火災予防条例の一部を改正する条例

函館市火災予防条例（昭和48年函館市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第3条, 第2.1条関係)

種 類		入 力	離 隔 距 離 (cm)					備 考
種	類		上 方	側 方	前 方	後 方		
炉	開放炉	—	250	200	300	200	注：浴槽との離隔距離は、0 cmとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は、2 cmとする。	
		使用温度が800℃以上800℃未満のもの	—	150	200	150		
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	100	100	100		
	開放炉以外	—	250	200	300	200		
		使用温度が800℃以上800℃未満のもの	—	150	200	100		
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	100	100	50		
不燃以外	浴室内設置	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては、42kW以下）	—	15	注 15	15		
		21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては、42kW以下）	—	—	60	—		
		21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては、当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	15	15	15		
	浴室外設置	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては、当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	15	60	15		
		21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては、当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	15	60	—		
		21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては、当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	—	60	—		
密閉式	密閉式	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては、当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	2	注 2	2		
		21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては、当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	—	—	—		

気体燃料		屋外用		60	15	15	15		
ふろがま	不燃	半密閉式	外がまでバーナー取出口のないもの	—	4.5	注	—	4.5	
			内がま	—	—	—	—	—	
		半密閉式	外がまでバーナー取出口のないもの	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーを もつものにあつては、当該バーナー が70kW以下であつて、かつ、ふろ用 バーナーが21kW以下)	—	4.5	—	—	4.5
				21kW以下 (ふろ用以外のバーナーを もつものにあつては、当該バーナー が70kW以下であつて、かつ、ふろ用 バーナーが21kW以下)	—	—	—	—	—
		半密閉式	外がまでバーナー取出口のあるもの	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーを もつものにあつては、当該バーナー が70kW以下であつて、かつ、ふろ用 バーナーが21kW以下)	—	4.5	—	—	4.5
				21kW以下 (ふろ用以外のバーナーを もつものにあつては、当該バーナー が70kW以下であつて、かつ、ふろ用 バーナーが21kW以下)	—	—	—	—	—
		密閉式	密閉式	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーを もつものにあつては、当該バーナー が70kW以下であつて、かつ、ふろ用 バーナーが21kW以下)	—	2	注	—	2
				21kW以下 (ふろ用以外のバーナーを もつものにあつては、当該バーナー が70kW以下であつて、かつ、ふろ用 バーナーが21kW以下)	—	—	—	—	—
		密閉式	屋外用	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーを もつものにあつては、当該バーナー が70kW以下であつて、かつ、ふろ用 バーナーが21kW以下)	30	4.5	—	—	4.5
				21kW以下 (ふろ用以外のバーナーを もつものにあつては、当該バーナー が70kW以下であつて、かつ、ふろ用 バーナーが21kW以下)	—	—	—	—	—
液体燃料	不燃	不燃以外	39kW以下	60	15	15	15		
			39kW以下	50	5	—	5		

料	上記に分類されないもの					60	15	60	15				
温風暖房機	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	強制対流型	19kW以下	4.5	60	4.5	15	注1：風道を使用するものにあつては、15cmとする。 注2：ダクト接続型以外の場合にあつては、100cmとする。		
					強制対流型	26kW以下	100	15	150	15			
	液体燃料	不燃以外	半密閉式			温風を前方向に吹き出すもの	26kWを超え70kW以下	100	100	注1		15	
						温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	100	150	150			
			密閉式			強制排気型	26kW以下	60	10	100		10	
						強制給排気型	26kW以下	60	10	100		10	
	不燃		半密閉式			温風を前方向に吹き出すもの	70kW以下	80	—	5		5	
						温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	80	—	—		150	
			密閉式			強制排気型	26kW以下	50	5	—		5	
						強制給排気型	26kW以下	50	5	—		5	
ちゅう房設	上記に分類されないもの					—	60	注2	60	60	注：機器本体上方の側方または後方の離隔距離を示す。		
	気体燃料	不燃以外	開放式		組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15	注	15		15	注
						据置型レンジ	21kW以下	100	15	注		15	15
	不燃		開放式		組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ	14kW以下	80	—	0	—		0	

備	上記に分類されないもの	んろ・グリドル付こんろ 据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	—	0	—	—	0						
												—	200	300	200		
ボイラー	上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	200	200	200	200						
			上記に分類されないもの	使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	200	100	100	100	100				
					上記に分類されないもの	使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	100	50	100	50	50		
							気体燃料	開放式	フードを付けない場合	40	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
									フードを付ける場合	15	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
									12kWを超え42kW以下	—	15	15	15	15	15	15	15
							気体燃料	半密閉式	12kW以下	—	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
									42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
									42kW以下	60	15	15	15	15	15	15	15
							気体燃料	屋外用	フードを付けない場合	15	15	15	15	15	15	15	15
									フードを付ける場合	30	4.5	—	—	—	—	—	—
									7kW以下	10	4.5	—	—	—	—	—	—
							気体燃料	開放式	フードを付ける場合	—	4.5	—	—	—	—	—	—
									42kW以下	4.5	4.5	—	—	—	—	—	—
									42kW以下	30	4.5	—	—	—	—	—	—
気体燃料	半密閉式	フードを付けない場合					—	4.5	—	—	—	—	—	—			
		42kW以下	4.5	4.5			—	—	—	—	—	—					
		42kW以下	60	15	15	15	15	15	15	15							
気体燃料	密閉式	フードを付けない場合	—	4.5	—	—	—	—	—	—							
		42kW以下	30	4.5	—	—	—	—	—	—							
		42kW以下	10	4.5	—	—	—	—	—	—							
液体燃料	不燃以外	12kWを超え70kW以下	60	15	15	15	15	15	15	15							
		12kW以下	40	4.5	15	15	15	15	15	15							
		12kWを超え70kW以下	50	5	—	—	—	—	—	—							
液体燃料	不燃	12kW以下	20	1.5	—	—	—	—	—	—							
		23kWを超える	120	45	150	150	45	45	45	45							
		23kW以下	120	30	100	100	30	30	30	30							
気体燃料	上記に分類されないもの	開放式	7kW以下	30	60	100	100	60	100	4.5	4.5						
			19kW以下	60	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5						

注：熱対流方向が一方
向に集中する場合に
あつては、60cmとす
る。

燃料	開放式	パーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	15	15	80	4.5	4.5
ストーブ	不燃	パーナーが隠ぺい	自然対流型	7kW以下	15	15	80	4.5
				19kW以下	60	4.5	4.5	注
液体燃料	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	150	100	100	100
				39kW以下	150	15	100	15
				39kW以下	120	100	—	100
				39kW以下	120	5	—	5
上記に分類されないもの	半密閉式	自然対流型	機器の上方または前方に熱を放散するもの	—	150	100	150	100
				—	150	100	150	100
乾燥設備	不燃	開放式	衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	4.5	4.5
				5.8kW以下	15	4.5	—	4.5
上記に分類されないもの	不燃	内部容積が1立方メートル以上のもの	内部容積が1立方メートル未満のもの	—	100	50	100	50
				—	50	30	50	30
				7kW以下	40	4.5	4.5	4.5
				7kW以下	15	4.5	4.5	4.5
				12kW以下	40	4.5	4.5	4.5
				12kW以下	15	4.5	4.5	4.5
				12kW以下	—	4.5	4.5	4.5
				12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
				12kW以下	—	4.5	4.5	4.5
				12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5

簡易湯沸設備	気体燃料	外	密閉式	瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—	0	—	0	
				屋外用	壁掛け型, 据置型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5		
					フードを付けない場合	12kW以下	60	15	15	15	15		
				開放式	フードを付ける場合	12kW以下	15	15	15	15	15		
					フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	—	4.5		
				半密閉式	常圧貯蔵型	フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	—	4.5	
						フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	—	4.5	
				密閉式	瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—	—	0	
						壁掛け型, 据置型	12kW以下	4.5	4.5	—	—	4.5	
				屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	—	4.5	
フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5			—	—	4.5					
液体燃料	不燃以外	不燃	密閉式	瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—	0	—	0	
				屋外用	壁掛け型, 据置型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5		
					フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	—	4.5		
				不燃	常圧貯蔵型	フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	—	4.5	
						調理台型	12kW以下	—	0	—	—	0	
				半密閉式	瞬間型	調理台型	12kW以下	40	4.5	15	15	15	15
						壁掛け型, 据置型	12kW以下	20	1.5	—	—	1.5	
				密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	—	15	15	15	15		
						12kWを超え70kW以下	—	15	15	15	15		
				不燃以外	瞬間型	12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5		
12kWを超え70kW以下	—	0	—			—	0						
密閉式	常圧貯蔵型	調理台型	12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5						
		壁掛け型, 据置型	12kWを超え70kW以下	60	15	15	15						
屋外用	瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	15	15	15	15						
		フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	60	15	15	15						
半密閉式	常圧貯蔵型	フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	15	15	15	15						
		調理台型	12kWを超え70kW以下	—	4.5	—	—	4.5					
給湯湯	気体燃料	密閉式	瞬間型	調理台型	12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5	4.5			
			壁掛け型, 据置型	12kWを超え70kW以下	—	4.5	—	—	4.5				
給湯湯	液体燃料	不燃以外	密閉式	瞬間型	調理台型	12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5	4.5		
				壁掛け型, 据置型	12kWを超え70kW以下	—	4.5	—	—	4.5			
給湯湯	気体燃料	半密閉式	瞬間型	調理台型	12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5	4.5			
			壁掛け型, 据置型	12kWを超え70kW以下	—	4.5	—	—	4.5				

沸設備	燃料	密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	—	4.5	4.5							
			瞬間型	調理台型													
移動式ストーブ	気体燃料	不燃	開放式	瞬間型	12kWを超え70kW以下	—	0	—	0	4.5							
				常圧貯蔵型	壁掛け型、据置型	12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	—	4.5	4.5						
					フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	30	4.5	—	4.5	4.5						
				液体燃料	不燃以外	開放式	瞬間型	フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	10	4.5	—	4.5	4.5			
								フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	30	4.5	—	4.5	4.5			
								フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	10	4.5	—	4.5	4.5			
								12kWを超え70kW以下	60	15	15	—	15	15			
				移動式ストーブ	気体燃料	不燃	開放式	瞬間型	12kWを超え70kW以下	50	5	—	5	4.5			
									常圧貯蔵型	—	60	15	60	15	15	15	
										前方放射型	7kW以下	100	30	100	100	100	100
液体燃料	不燃以外	開放式	瞬間型						全周放射型	7kW以下	100	100	100	100	100		
									自然対流型	7kW以下	100	4.5	4.5	注1	4.5	4.5	
									強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	60	4.5	4.5	
									前方放射型	7kW以下	80	15	80	80	4.5	4.5	
移動式ストーブ	液体燃料	不燃以外	開放式						瞬間型	全周放射型	7kW以下	80	80	80	80		
										自然対流型	7kW以下	80	4.5	4.5	注1	4.5	4.5
										強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	60	4.5	4.5
				放射型	7kW以下	100	50	100		100	20	20					
				液体燃料	不燃以外	開放式	瞬間型	自然対流型		7kWを超え12kW以下	150	100	100	100	100		
								強制対流型		7kW以下	100	50	50	50	50	50	
								強制対流型		12kW以下	100	15	100	100	15	15	
								対流型		7kWを超え12kW以下	100	150	150	150	150	150	
				液体燃料	不燃	開放式	瞬間型	放射型		7kW以下	100	100	100	100	100		
								放射型		7kW以下	80	30	—	5	5		
自然対流型	7kWを超え12kW以下	120	100					—	100	100							
自然対流型	7kW以下	80	30					—	30	30							

注1：熱対流方向が一方向に集中する場合には、60cmとする。

注2：方向性を有するものにあつては、100cmとする。

調 理 用 器 具	気 体 燃 料	燃	強 制 対 流 型	温風を前方向に吹き出すもの 温風を全周方向に吹き出すもの	12kW以下 7kWを超え12kW以下 7kW以下 —	80 80 80 100 100	5 150 100 50 15	注2 注 注 注2 15	5 — — 50 15	注2 注 注 注2 15	15 15 15 4.5 4.5	5 150 100 50 15		
													注：機器本体上方の側方または後方の離隔距離を示す。	
固 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式	バーナーが露出 加熱部が開放 バーナーが隠へい 加熱部が隠へい	卓上型こんろ (1口)	80	5	—	5	—	5	15	15		
				卓上型こんろ (2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	100	150	—	150	—	150	—	150	15	15
				卓上型グリル	100	100	—	100	—	100	—	100	15	15
				卓上型オープン・グリル (フードを付けない場合)	50	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
				卓上型オープン・グリル (フードを付ける場合)	15	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
				炊飯器 (炊飯容量4リットル以下)	30	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	不 燃	開 放 式	バーナーが露出 加熱部が開放 バーナーが隠へい 加熱部が隠へい	圧力調理器 (内容積10リットル以下)	30	10	10	10	10	10	10	10	10	
				卓上型こんろ (1口)	80	0	—	0	—	0	—	0	0	0
				卓上型こんろ (2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	80	0	—	0	—	0	—	0	—	0
				卓上型グリル	80	0	—	0	—	0	—	0	—	0
				卓上型オープン・グリル (フードを付けない場合)	30	4.5	—	4.5	—	4.5	—	4.5	—	4.5
				卓上型オープン・グリル (フードを付ける場合)	10	4.5	—	4.5	—	4.5	—	4.5	—	4.5

移動式	液体燃料	不燃以外	い	合) 炊飯器 (炊飯容量4リットル以下) 圧力調理器 (内容積10リットル以下)	4.7kW以下	15	4.5	—	4.5		
					—	15	4.5	—	4.5		
式	燃	不燃			6kW以下	100	15	15	15		
					6kW以下	80	0	—	0		
こ	料	固体燃料			—	100	30	30	30		
					2kW以下	4.5	注	4.5	注	4.5	注
ん	ろ	電気	不燃以外		2kW以下	0	注	—	注	0	
					2kW以下	0	注	—	注	0	注
電	気	温	風	機	4.8kW以下 (1口当たり2kWを超え)	100	2	2	2	注1: 機器本体上方の側方または後方の離隔距離 (こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離) を示す。	
					3kW以下	—	20	注1	—	20	注1
電	気	調	理	用	機器	4.8kW以下 (1口当たり1kWを超え)	100	2	2	2	注1: 機器本体上方の側方または後方の離隔距離 (こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離) を示す。
						2kW以下	—	15	注1	—	15
電	気	調	理	用	機器	4.8kW以下 (1口当たり1kW以下)	100	2	2	2	注2: 機器本体上方の側方または後方の離隔距離 (こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離) を示す。
						5.8kW以下 (1口当たり3.3kW以下)	—	10	注2	—	10
電	気	調	理	用	機器	4.8kW以下 (1口当たり3kW以下)	80	0	—	0	注1: 機器本体上方の側方または後方の離隔距離 (こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離) を示す。
						4.8kW以下 (1口当たり3kW以下)	—	0	注1	—	0

	不燃	誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	注2	注2	距離）を示す。	
						0	0
電気天火	不燃以外		2kW以下	80	—	0	注2
				—	—	0	注2
電子レンジ	不燃		2kW以下	10	4.5	注	4.5
				10	—	注	4.5
電気ストーブ	不燃以外	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5	注	4.5
				10	—	注	4.5
電気ストーブ	不燃	電熱装置を有するもの	2kW以下	100	30	100	4.5
				100	100	100	100
電気ストーブ	不燃以外	前方放射型（壁取付式および天井取付式のものを除く。）	2kW以下	100	4.5	4.5	4.5
				100	15	—	4.5
電気ストーブ	不燃	全周放射型（壁取付式および天井取付式のものを除く。）	2kW以下	80	80	80	80
				80	0	—	0
電気乾燥器	不燃以外	食物乾燥器	1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
				0	—	0	0
電気乾燥器	不燃	食物乾燥器	1kW以下	0	—	0	0
				0	—	0	0

注：排気口面にあつては、10cmとする。

注：排気口面にあつては、10cmとする。

電気乾燥機	不燃以外	衣類乾燥機，食器乾燥機，食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	注1：前面に排気口を有する機器にあつては，0cmとする。 注2：排気口面にあつては，4.5cmとする。
	不燃	衣類乾燥機，食器乾燥機，食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	0 注2	
電気温水器	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0	0	
	不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	0	0	—	0	0	

備考

- 1 「気体燃料」，「液体燃料」，「固体燃料」および「電気」とは，それぞれ，気体燃料を使用するもの，液体燃料を使用するもの，固体燃料を使用するものおよび電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」の項における離隔距離とは，対象火気設備または対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げもしくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分または可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」の項における離隔距離とは，対象火気設備または対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分または防熱板までの距離をいう。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、グリドル付こんろ等に係る離隔距離を定め、および規定を整備するため